

判決年月日	平成27年12月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成27年(行ケ)10018号		

○ 「マルチデバイスに対応したシステムにおいて用いられる装置，その装置において実行される方法およびプログラム」という名称の本願発明につき，引用発明に周知技術を適用することについては阻害要因があると判断して，容易想到性を否定した事例

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2013-224753号(本願)，特開2007-149052号(引用例)，特開2009-20709号(周知例1)，特開2012-247927号(周知例2)，国際公開第2012/141183号(周知例3)，特開2007-279864号(周知例4)，不服2014-10032号(周知例5)

判 決 要 旨

1 発明の名称を「マルチデバイスに対応したシステムにおいて用いられる装置，その装置において実行される方法およびプログラム」とする特許出願に係る拒絶査定不服審判請求について，審決は，本願発明は，引用例に記載された引用発明及び周知例1から4に記載された周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから，特許法29条2項の規定により，特許を受けることができない旨判断した。

2 これに対し，本判決は，以下のとおり，引用発明に周知技術を適用することについては阻害要因があると判断して審決を取り消した。

(1) 周知例3及び4には，端末装置の種類(通常画面サイズも異なる)に対応する複数のスタイルシート(CSS)をあらかじめ用意しておき，そのうちの1つを選択するようになるという周知技術が開示されているものと認められる。

(2) 引用発明についてみると，従来，サーバ装置から提供されるコンテンツデータは，端末装置の種類等の違いにかかわらず，同一の表示形式で提供されていたので，端末装置の画像解像度によっては，必ずしも提供されたコンテンツデータを適切に表示することができないという問題があった。その対策として，様々な種類の端末装置ごとに別々のコンテンツデータを製作(制作)し，それらのコンテンツデータを端末装置の種類ごとに分けてサーバ装置に用意しておく方法等があったものの，そのような方法においては，サーバ装置側に，バッチファイル等の複数の選択肢(例えば，バッチファイル等)をあらかじめ用意しておく必要があることから，端末装置の種類や機種が増加に伴って，サーバ装置側の製作負荷が膨大なものとなり，コストも増大するという問題がある。

そこで，引用発明は，これらの問題をいずれも解決すること，すなわち，端末装置の特性や能力等に応じて別々のコンテンツ及び選択肢を用意することなく，コンテンツのメンテナンスに要する負担やコスト等を軽減しつつ，端末装置に応じた最適なコンテンツを提示することができる情報提示装置の提供を課題とした。

そして、引用発明は、前記課題解決手段として、ユーザに対して情報を提示する端末装置の表示画面サイズを含む端末情報を取得し、コンテンツを構成するページに対応する構造化データに規定された素材データの提示形式を、前記端末情報に基づいて前記端末装置に合った提示形式に調整した上で、前記素材データをフォーマット変換してXHTML文書とCSSから成るページデータを生成するという構成を採用した。引用発明は、同構成を採用して、各コンテンツに係る素材データにつき、前記調整、変換を行い、最終的に各端末装置に合った提示形式を備えたページデータにすることにより、各端末装置の特性等に応じて複数のコンテンツ及び選択肢を用意しなくても、各端末装置に応じた最適なコンテンツを提供できるようにして、前記課題を解決するものである。

(3) 他方、前記周知技術は、端末装置の種類（通常画面サイズも異なる）に対応する複数のスタイルシート（CSS）をあらかじめ用意しておき、そのうちの1つを選択するようにすることであり、これは、前記(2)において従来技術の一例として挙げた「様々な種類の端末装置ごとに別々のコンテンツデータを製作（制作）し、それらのコンテンツデータを端末装置の種類ごとに分けてサーバ装置に用意しておく方法」と同様に、サーバ装置側に複数の選択肢をあらかじめ用意しておく必要があることから、端末装置の種類や機種が増加に伴って、サーバ装置側の製作負荷が膨大なものとなり、コストも増大するという問題を生じさせるものである。そして、この問題は、引用発明がその解決を課題とし、前記(2)の課題解決手段の採用によって解決しようとした問題にほかならない。

したがって、引用発明に前記周知技術を適用すれば、引用発明の課題を解決することができなくなることは明らかであるから、上記適用については、阻害要因があるものというべきである。